

医療と介護サービスの両方を利用している世帯の負担を軽減する制度のお知らせです！

<高額医療・高額介護合算療養費制度>

世帯内で同一の医療保険の被保険者全員が1年間に支払った「医療保険」と「介護保険」の自己負担額を合計し、合計金額が基準額を超えたときに、その超えた分の金額を支給する制度です。

平成21年度と平成22年度以降とで、支給要件が異なります

この制度において、平成21年度の支給要件は、平成20年4月分から平成21年7月末までの自己負担分を対象とします。平成22年度以降は、毎年8月から翌年7月末までの自己負担分が対象となります。

平成21年度の支給要件と支給額

- (1) 世帯内で同一の医療保険の被保険者全員が、平成20年4月から平成21年7月末までの16カ月間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が次の表の①の基準額を超える場合に、その超えた分の金額を支給します。
- (2) ただし、平成20年8月から平成21年7月末までの12カ月間の自己負担額が、次の表の②の額を超える場合には、**その超えた分の金額と(1)で計算した支給額とを比べて、大きい方の金額**を支給します。

	長寿(後期高齢者)医療制度 +介護保険 (75歳以上の方※1)		国民健康保険 又は被用者保険等※2 +介護保険 (70歳から74歳までの方)		国民健康保険 又は被用者保険等※2 +介護保険 (70歳未満の方)	
	①16カ月	②12カ月	①16カ月	②12カ月	①16カ月	②12カ月
現役並み所得者 上位所得者	89万円	67万円	89万円	67万円	168万円	126万円
一般	75万円	56万円	75万円	56万円 (62万円※3)	89万円	67万円
低所得者Ⅱ	41万円	31万円	41万円	31万円	45万円	34万円
低所得者Ⅰ	25万円	19万円	25万円	19万円		

(注) 所得区分の説明は次のとおりです。

- (1) **現役並み所得者** 長寿(後期高齢者)医療制度の加入者又は70歳から74歳までの国民健康保険、被用者保険等の加入者で、被保険者証又は高齢受給者証の負担割合が3割となっている場合
- (2) **上位所得者** 70歳未満の国民健康保険、被用者保険等の加入者で、世帯の合計所得が600万円を超える場合
- (3) **一般** 「(1)現役並み所得」、「(2)上位所得者」を除く住民税課税世帯
- (4) **低所得者Ⅱ** 「(5)低所得者Ⅰ」を除く住民税非課税世帯
- (5) **低所得者Ⅰ** 住民税非課税世帯で、世帯員全員の所得が一定基準以下(年金収入が80万円以下等)となる場合

※1 一定の障害があると認定された方は、65歳以上の方も対象となります。

※2 被用者保険等とは、協会けんぽ、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合等の被用者保険及び国保組合のことです。

※3 平成22年8月以降は、62万円を適用します。

支給申請の具体的な手続等については、後日、広報うらそえでお知らせします

問い合わせ

国民健康保険に加入の方

国民健康保険課給付係 ☎876-1234(内3714)

被用者保険等又は介護保険に加入の方

介護保険課給付係 ☎876-1234(内3594)

長寿(後期高齢者)医療制度に加入の方

国民健康保険課庶務係

☎876-1234(内3712・3727)

沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8013

平成21年10月から

住民税の年金からの引き落としが始まります

<特別徴収制度>

これまで、年金受給者で住民税の納税義務がある方は、年4回にわたり、金融機関などで住民税を納めていました。これからは、特別徴収制度(年金からの引き落とし)の導入により、社会保険庁が受給者に代わって住民税を納めるので、市役所や銀行などに行く必要がなくなります。

65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方が対象です

平成21年4月1日現在、65歳以上の年金受給者のうち、年金所得に係る住民税の納税義務がある方です。

対象となる方の納税通知書には、1ページ目上段に「市民税・県民税納税通知書(年金特徴)」の記載があります。また、2ページ目下段に特別徴収される年金の種類や税額が表示されています。

※前年中において、年金以外に収入のあった方は、特別徴収制度の対象にはなりませんので、これまでどおり納税通知書により金融機関などで納めていただくことになります。

新たな税負担が生じるものではありません

この特別徴収制度は、納税者が金融機関などで支払っていた住民税を、社会保険庁などの「年金保険者」が納税者に代わって直接市役所に納めるという制度で、納税方法を変更するものです。この制度により新たな税負担が生じたり、税金が高くなるようなことはありません。

10月支給分の年金から住民税の引き落としが始まります

特別徴収の開始は平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため21年度の税額の半分については、6月と8月に納税通知書により納めていただくことになります。22年度からは年6回の年金支給月に特別徴収されます。

引き落としによる特別徴収の例を示します

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

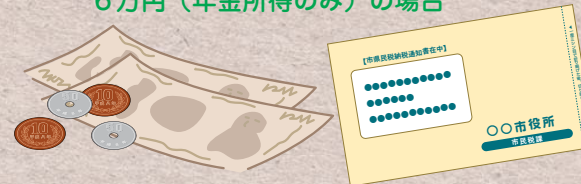
年税額の1/4ずつを納税通知書で納めていました。

平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納税通知書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

(例) 住民税の年税額が
6万円(年金所得のみ)の場合



平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。



問い合わせ 市民税課
☎876-1234 内線2213~2216